

秋多都市計画地区計画南小宮地区地区計画

決定 平成24年12月19日 あきる野市告示 第140号

名 称	南小宮地区地区計画
位 置※	あきる野市草花字南小宮地内
面 積※	約3.6ha
地区計画の目標	<p>本地区は、市東部に位置し、市民の憩いの場であり避難場所である草花総合公園や多摩川の支流である清流平井川、良好な低層住宅地に囲まれた区域である。</p> <p>地区の周辺には、秋多都市計画道路3・4・6号線（福生狩宿線）及び3・3・9号線（小川草花線）の整備が進められており、沿道には日常生活を支える店舗等や通勤や通学を支える公共交通が整備されるとともに、都市計画河川や下水道施設の整備が完了している。</p> <p>本市では、東日本大震災を踏まえ防災まちづくりが急務であり、防災まちづくりに重点的かつ優先的に取り組むとしている。本地区は、「南小宮地区まちづくり方針」において、避難場所や避難所に隣接する立地特性を生かして、地域の自主的な防災活動を支えるとともに災害時の情報発信や物資配給の拠点として機能するなど、地域の防災活動の核となる地区として計画的な整備を図ることとしている。また、少子高齢社会に対応し、高齢者の在宅支援や子育て支援など、地域における福祉サービスの向上に資するまちづくりが求められている。</p> <p>本地区は、周辺の都市基盤や生活基盤を有効に活用し、公共施設等の整備や道路、広場等の基盤整備を進めるとともに、適正な土地利用の誘導、保全を図り、防災や福祉など市のまちづくりの重点課題に一体的に対応する新たな市街地の形成を図ることを目標とする。</p>
<p>区域の整備・開発及び保全に関する方針</p>	<p>土地利用の方針</p> <p>区域を4地区に区分し、地区の特性や地区間の連携に配慮しつつ、地域福祉の増進や良好な教育環境の保全などの課題に対応した土地利用の誘導や保全を図るとともに、災害時には各地区が一体となり、迅速な救援、応急対策活動、物資配給の拠点等の防災機能を備え、地域の防災活動の核となる地区の形成を図る。</p> <p>住宅地区A： 戸建住宅や既存の土地利用を保全し、良好な住環境の形成を図る。</p> <p>住宅地区B： 市内各地に点在する老朽化した公営住宅の集約化及び更新を図るとともに、災害時には、炊き出しや災害支援物資の供給などの応急対策活動が行える空地等を適切に設け、安全安心に暮らせる良好な住環境の形成を図る。</p> <p>福祉施設地区： 高齢者支援や子育て支援を行う福祉複合施設の整備により、地域福祉の増進に資する市街地の形成を図るとともに、災害時には被災弱者の避難所として機能するよう配慮した整備等を行い、地区内の避難所や各地区の防災機能と連携し、防災力の強化に資する土地利用の誘導を図る。</p> <p>教育施設地区： 既存の小学校などの教育環境を保全しつつ、避難所としての機能向上に資する土地利用の誘導を図る。</p>

		地区施設の整備の方針	<p>地区内の交通利便性を増進する道路や良好な住環境の形成を図るための通路及び緑地、良好なコミュニティ形成に資する広場を整備し、適切に配置する。</p> <p>道路及び通路の整備にあたっては、災害時の避難安全性の確保に配慮するとともに、広場については、炊き出しや災害支援物資の供給などの応急対策活動が行えるよう必要な防災機能を備えたものとする。</p>				
		建築物等の整備の方針	<p>周辺の自然環境、低層住宅地との調和及び公共公益施設の機能の向上を図るため、建築物等の用途の制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を定める。</p>				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	種 類	名 称	幅 員	延 長	備 考	
		道 路	道 路 1	6.0 m	約130 m	拡 幅	
			道 路 2	6.0 m	約145 m	新 設	
		緑 地	名 称	面 積	備 考		
			緑 地 1	約210 m ²	新 設		
			緑 地 2	約270 m ²	新 設（道路1及び通路2から広場2へ通行できる形態とする）		
			緑 地 3	約100 m ²	新 設		
			緑 地 4	約90 m ²	新 設		
		広 場	広 場 1	約270 m ²	新 設		
			広 場 2	約320 m ²	新 設		
		その他の公共空地	名 称	幅 員	延 長	備 考	
			通 路 1	3.0 m	約25 m	新 設	
			通 路 2	5.0 m	約100 m	新 設	
			通 路 3	5.0 m	約35 m	新 設	

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	名称	住宅地区A	住宅地区B	福祉施設地区	教育施設地区
			面積	約0.1ha	約1.4ha	約0.2ha	約1.9ha
		建築物等の用途の制限		次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 公営住宅 2 上記1に掲げる建築物に付属する建築物 3 市長が公益上必要と認める建築物	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 学童保育に供する施設 2 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の4第2号に掲げる建築物 3 上記1から2に掲げる建築物に付属する建築物 4 市長が公益上必要と認める建築物	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 小学校及び中学校 2 児童厚生施設 3 学童保育に供する施設 4 上記1から3に掲げる建築物に付属する建築物 5 市長が公益上必要と認める建築物	
		建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	建築物の外壁、屋根及び工作物の色彩は、刺激的な原色を避け落ち着いた色調にするものとする。				
		垣又はさくの構造の制限	計画図2に定める道路1、道路2、通路1、通路2及び通路3に面する側の垣又はさくの構造は、段差や高低差のない出入口を適切に設け、災害時の避難や災害活動等に支障をきたさないよう配慮した構造とする。				
	土地の利用に関する事項	周辺の自然地との調和を図るため、敷地内の緑化に努める。					

※は知事協議事項

「区域、地区の区分及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

理由：地域の防災機能の強化や良好な住環境及び地域福祉の増進に資する新たな市街地の形成を図るため、地区計画を決定する。